

第191回沖縄県都市計画審議会(令和7年度第2回)

議事概要

- 1 開催日時 令和7年11月19日(水) 午後3時～午後4時20分
- 2 開催場所 沖縄県市町村自治会館 2階ホール
- 3 出席委員 池田孝之、神谷大介（Web参加）、伊藤早苗、謝花喜一郎、大城真依子、
(敬称略) 野口真理、山城一美（Web参加）、奥村徳仁、渡邊泰輔(欠席)、山本大志、
本村龍平、山内敏雄(代理:東濱貴大)、佐喜眞淳(欠席)、新垣光栄、
宮里洋史(欠席)、赤嶺奈津江(欠席)

4 議 事

(1) 沖縄県決定案件

議案第1号：那覇広域都市計画区域区分「泊・新港臨港地区」の変更

議案第2号：那覇広域都市計画臨港地区「泊・新港臨港地区」の変更

(2) 特定行政庁に関する案件

議案第1号：特殊建築物の敷地の位置について

(位置: 南城市玉城字奥武899番地 他16筆)

5 議事の概要

(1) 沖縄県決定案件：議案第1号及び議案第2号

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言要旨	事務局応答要旨
・県決定と那覇市決定とあるが、那覇市は都市計画の変更について決定されているのか。	・那覇市都市計画審議会において答申されており、今回の県決定案件とタイミングを合わせて告示する予定である。
・今回の変更箇所について、埋め立てにより面積が増えるということか。	・埋め立てにより面積が増えており、同時に市街化区域の面積が増になる。
・沖縄が国際的な水準の観光地を目指すには、土地利用計画の中でゾーニングの部分が今後必要ではないかと思う。利用目的に沿った位置付けが必要と考えるがどうか。	・都市圏全体を見据えたゾーニングについては、これまでの区域マスタープラン等の中でもしっかりと示しているところである。 今後、令和9年度改定に向け作業を進める中で、経済状況や観光や物流の振興の状況も

	踏まえて示していくことが出来ればと考えている。
・今回指定する場所がクルーズターミナルの場所だが、既存の泊クルーズターミナルとの違いはなにか。	・今回指定される予定の12号岸壁については埋立地になっているが、現在、若狭（泊）で供用されているクルーズターミナルについては、鋼管杭形式の桟橋になっており、埋め立てられていない土地であるため、用途地域等が設定されていない。

（2）特定行政庁に関する案件

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言要旨	事務局応答要旨
・悪臭に関して県は各市町村に任せているのだが、もし悪臭などが環境基準を超えた場合、県はどのような対応を考えているか。	・産業廃棄物処理施設は、県環境部の許認可施設である。環境部では、廃棄物処理法に基づき5年に一度の法定点検があり、基準に適合しない場合には営業停止になる。また、環境部独自の検査を一年に一度点検を行っている。
・令和3年に自治会と環境保全協定書を締結しているようだが、不足の事態に備えて南城市と許可権者である県も含めた協定を結ぶべきではないか。 もし事故や汚染物質の発生等の問題が生じたときに備えて、南城市、沖縄県、事業者の3者で協定書を結んで頂きたいと思う。	・南城市的堀川地区と前川地区が令和2年、令和3年に環境保全協定書を締結している。現時点において南城市、県環境部との協定はないが、当事務局から南城市、県環境部に対して、県都市計画審議会における意見を伝えたいと思う。
・産業廃棄物処理施設としての都市計画決定はされていないが、マスタープランで工業・流通業務地として指定され、整合が図ら	・南城市的都市計画マスタープランにおける土地利用の方針では、当該地域は工業・流通業務地となっており、前川地区と堀川地区

<p>れている。これについて、工業・流通業務地と産業廃棄物処理施設がどのように整合されているのか具体的な説明を頂きたい。</p> <p>また、国交省の運用指針で②用途地域が指定されていないとあるが、そこはどこで確認すればいいのか。</p>	<p>に隣接する廃棄物処理関連施設が立地する地域は、周辺の住環境との調和に配慮しながら、引き続き工業地としての土地利用を図ると南城市は規定しており、今回の計画地は工業・流通業務地となっている。</p> <p>また、当該地域について用途地域は定められていないが、市の都市計画マスタープランには整合している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特殊管理産業廃棄物の品目2品目で、感染性産業廃棄物（医療ごみ）とあるが、この医療ごみを含めて感染性というのはかなり特殊なものなので、これは一般の産業廃棄物と混ぜて処理できるのか。あるいはこれについて特別な対策をしているのか。また、特別な設備や装置が必要なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ごみ専用のごみ箱があります。医療ごみはコンテナ車の混載ではなく、専用の運搬車（アルミバン）で搬入すると事業者から聞いている。また、処理工程において、感染性保管室で特別管理品目の感染性廃棄物を保管し、焼却するという流れである。
<ul style="list-style-type: none"> ・2人の反対意見があるのだが、産業廃棄物の影響で、地価が下がるとの意見だが、この方は周辺地権者とあるが、ここに居住しているのか、それとも土地を持っているだけの方なのか。近々売却の意思があるとか、その辺に関して分かるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者であり、こちらに住んでいるわけではない。
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民といったときにその土地の所有者というのも含まれるのか。また、判断基準に記載されている周辺住民からの同意については、100m以内の自治会から同意が得られていれば良いとの認識か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判断基準の認識についてはそのとおりである。また、運用の手引きでは、周辺100m以内にある自治会同意を得る必要があるとされており、今回は敷地からの距離が50m以内の土地の所有者及び敷地からの距離が100m以内に位置する居住者、事業者に対して説明を行うこととしている。なお、建築基準法51条ただし書き許可に係る運用の適正化については、平成15年に国土交通省住宅局か

	ら通知において、周辺住民の同意を得ること等、当該許可に際しての必要要件としているのは、行政の運営の公平性の確保と透明性の向上の観点からは、これらの負担をできる限り軽減することが望ましいとされており、その点も考慮し今回は許可見込みと考えている。
--	---

6 議事結果

沖縄県決定に関する案件 2 件及び特定行政庁に関する案件について、原案のとおり可決。

6 報告事項

沖縄本島中南部都市圏 都市交通マスタープラン骨子（案）について

ア 事務局が資料に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があり、事務局が次のように応答した。

委員発言要旨	事務局応答要旨
<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会で取り組まれているが、なぜ鉄軌道を中心としたハード面の部分を検討出来ないのか。そして令和 9 年度の沖縄振興計画の見直しにおいて、附帯事項ではなく文言に見える形にしないと、この公共交通は一切進まないのではないか。 ・もう 1 つは、ハード部分もいいが、昨日広島市長が見解していたとおり、やはり国が責任をもって移動の権利として、道路工事には私たちの負担が 2 割だとして、8 割補助がつくのだが、そういうソフトの部分、公共交通の移動の権利としての部分を 2 割、20 億であれば 20 億がほとんど単費であ 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市交通マスタープランは、およそ 20 年後の都市の交通の在り方を示している。鉄軌道については見えづらいが、幅の広い水色の破線の矢印で示している。こういった描き方をしているのは、まだ詳細なルートが決まっていないので、20 年後にそれが整備されているかといった実現性を踏まえている。一方、先ほどの移動圏といったところも関連はするが、今後、令和 8 年度、9 年度にかけて 20 年後の在り方を示すための交通戦略を策定していく。 ・県企画部では、令和 7 年度「次世代交通ビジョンおきなわ」がある。戦後 100 年の交通

<p>る。ハード事業とソフト事業を補助金の部分も含めて、都市交通マスタープランに組み込まないと、少子化や人手不足には対応できないと思われる。広島や熊本のような先進地を目指して、沖縄県においても企画部も一緒になって都市交通マスタープランを仕上げていただきたいと思うがご意見を頂きたい。</p>	<p>の在り方、これは沖縄の陸上交通の在り方全体をあるべき姿からバックキャストで計画を策定している。今回の都市交通マスタープランは、定量的な評価で行っていくフォーキャストで施策をつくっていく。そのバックキャストとフォーキャストを結びつける施策の集合が、令和8年度、9年度に行う都市総合交通戦略ということになるので、企画部とは密に連携を図り、施策していく。</p>
<p>・令和4年につくられた現行の新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中に、最終的なゴールである都市の総合交通戦略が位置付けられているのか。皆さんが中南部都市圏のパーソントリップ調査を行ったものが、最上位計画である基本計画などを踏まえた対応であるということを県民にも説明できるようにして頂きたい。</p>	<p>・新沖縄21世紀ビジョン基本計画の本計画との整合については、新沖縄21世紀ビジョンにおいて都市や交通の方向性が記載されている。基本計画において那覇空港、那覇港を入口として、那覇市、沖縄市、駐留軍用地、宜野湾市等の開発に伴う一体の都市圏の形成をするという旨の記載があり、普天間が返還された後の圏域都市形成を想定していく計画づくりをしなければならない根拠と考えている。</p> <p>「慢性的な交通渋滞や、それによる効率の低下を解消していくための交通網の整備」も、人の動きを踏まえ、まちづくりの進展を踏まえながらマスタープランの中で方向を示していく。</p>

7 会議の公開・非公開の別 公開

令和7年12月5日

土木建築部 都市計画・モノレール課